3　特定ＪＶの構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　構成員の数は、２社又は３社とする。
⑵　構成員の資格、技術的要件　すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
１）特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した次に掲げるａ）の要件を満たす実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る)。なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。
ａ）航空法施行規則第117条第１項第１号で規定する「陸上空港等の飛行場灯火」の設置工事の施工実績。
※当該実績が国土交通省から受注した工事の場合、当該工事の工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。
２）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置されなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当する場合は、専任の義務を要する。
①　１級若しくは２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員は、上記⑴に示す要件を満たす工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
※なお、監理技術者等の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
○請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
○工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により完成検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、完成検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例：「完成検査確認通知書」等における日付)とする。
３）本工事に係る技術提案が適切であること。
４）平成28年４月１日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、東京航空局から受注した「電気工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたり平均が65点以上であること。ただし、東京航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。
⑶　構成員の組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（以下「予令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
③　平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建設工事（電気工事業）」に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。
⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号)」に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑷　代表者の要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。
①　構成員中最大の施工能力を有する者とする。
②　等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級区分に決定されている者とする。
③　出資比率が、構成員中最大である者とする。
⑸　有効期間　特定ＪＶの有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定したときから請負代金の完成払をしたときまで
②　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定したときから契約の相手方が確定したときまで
4　資格審査申請書類　以下に掲げる書類を２⑴の受付期間中に提出すること。持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）すること。
⑴　一般競争参加資格審査申請書
⑵　経営事項審査結果通知書の写し
※平成29・30年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑶　特定建設工事共同企業体協定書の写し
⑷　委任状
5　資格審査結果の通知
⑴　本工事の特定ＪＶ希望者は、上記４に掲げる資格審査のほか、本工事の入札公告３⑶に掲げる資格審査に係る申請書類を提出し、東京航空局長の確認を受けなければならない。
⑵　資格審査の結果は、本工事の入札公告にかかる確認通知期限までに特定ＪＶ資格認定通知書により通知する。
⑶　本工事の入札公告２⑶の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶもこの申請をすることができるが、開札日までに本工事の入札公告２⑶を満たしていることを条件として特定ＪＶでの資格認定を通知する。ただし、当該通知を受けた者が特定ＪＶとして入札に参加するためには、開札日までに本工事の入札公告２⑶の条件を満たし、上記４の資格の認定を受けていなければならない。
6　その他
⑴　特定ＪＶの名称は、「東京国際空港16Ｒ進入灯設置その他工事　○○・▼▼（会社名等）特定建設工事共同企業体」とすること。
⑵　特定ＪＶの資格審査申請をする者は、併せて入札公告にかかる競争参加資格の確認を受ける必要があることから、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きを行うこと。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。２⑵に同じ

# 招　請

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成30年７月９日
総務省大臣官房会計課企画官　中村　英男
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　67、29
⑵　購入等特定役務及び数量　小型モニタリングセンサによる電波発射状況及び発射源のデータ提供の請負　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成30年８月８日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係　担当　池田　　昭　電話03―5253―5132
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成30年７月９日から平成30年８月８日まで
⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。